



1. 中部事務所の活動状況

(1) 概況

令和2年度第4四半期(1月~3月)においては、「感染拡大防止」と「事務所の機能維持」の両立が強く求められました。

1月13日、管内の岐阜県及び愛知県が新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の対象地域に加えられました。その後、2月28日に解除されましたが、事務所が所在する愛知県では厳重警戒措置が3月21日まで実施されました。

こうした中、中部事務所ではテレワークを推進してきました。その一方で、下請法に関連した相談件数は増加しています。出勤の職員が、中小企業の困り事や親事業者からの問い合わせなどについて電話相談に当たっています。

違反事件の審査においても制約が生じることになりました。そうした中、3月、管内の眼鏡小売業者及び陶磁器製造業者に対し、独占禁止法違反につながるおそれがある行為を行っているとして注意を行いました。

独占禁止法に関しては、1月にも、管内のタクシー業者の団体のうち主要な団体に対し、未然防止の観点から、「注意の対象となった別団体の行為」について周知しました。こうした周知は公正取引委員会全体でも初めてのものです。

景品表示法に関しては、3月、消費者庁は、ティーライフ株式会社に対し措置命令を行いました。同社が供給する食品の表示について、中部事務所の調査結果も踏まえ、優良誤認に該当することが認められたことによるものです。

広報活動については、2月、定期的な講演会の開催に向けて、北陸経済連合会主催のセミナーで職員が講師を務めました。また、地方公共団体の職員の方々に競争政策への理解を深めていただくための取組も実施しています。

令和3年度も、各種研修会や授業等への職員の講師派遣を実施いたします。次ページでまとめていますので、是非、御活用ください。